

○大分県中小企業活性化条例

平成二十五年三月二十九日
大分県条例第十七号

大分県中小企業活性化条例をここに公布する。

大分県中小企業活性化条例

目次

前文

第一章 総則(第一条—第十一条)

第二章 中小企業の振興に関する基本的施策

第一節 基本方針(第十二条)

第二節 中小企業の振興に関する施策(第十三条—第二十一条)

附則

本県の中小企業は、全企業数の九十九パーセント以上を占めるとともに、雇用数においても八割超を担う等、経済・社会の主役ともいふべき極めて重要な存在である。

本県では、古くから、豊かな水や米を活かした醸造業をはじめ、温泉を活用した旅館業やリアス式地形を利用した造船業等、地域の資源を活かした中小企業が各地域の経済を支えてきた。その後、新産業都市やテクノポリスの指定により、鉄鋼、石油、化学、半導体、電気等の企業が立地し、近くは、自動車、精密機器等の大型企業が立地したが、こうした多様な進出企業が存在する強みを活かして、地場の中小企業もその活躍の場を広げている。

しかしながら、中小企業の大半は従業員二十人以下の小規模企業であり、経営基盤の脆弱さ等の課題を抱えるとともに、経営者の高齢化や後継者不足により、休業業・解散の件数が高い水準にあるなど、厳しい状況に置かれている。また、商業、サービス業の分野でも、県民生活に密接に関わってきた地域の商店街や商店は、大型店の出店や人口の減少等により、衰退傾向に歯止めがかからず、県民の消費活動にも影響が生じている。

こうした困難な状況にある中小企業ではあるが、大企業とともにサプライチェーンの重要な一角を担い、意思決定の早さや顧客へのきめ細かな対応力、個性に富んだ技術・商品力といった、中小企業ならではの大きな強みを持っている。これらの長を伸ばして、トップメーカーやオンリーワン企業に成長し、県経済の新たな牽引役となる中小企業も出てきている。また、小規模企業は、地域における多様な需要への対応や、固有の技能及び知識による大企業等では対応が困難な製品・サービスの提供など、地域経済や県民生活を支える大切な役割を担っている。

加えて、中小企業は、日々の防犯活動や災害時の協力等、地域社会の安全・安心に貢献するとともに、地域振興活動や伝統文化継承等を通じて、地域活力の担い手としての役割を果たしていることを忘れてはならない。

私たち県民は、中小企業が経済や雇用面のみならず、県民生活や地域社会に不可欠な存在であり、中小企業の活力が大分県の活力の源になっていることを理解し、中小企業の活力の向上と小規模企業の持続的な発展に協力していく必要がある。

このような認識に立ち、将来にわたり「中小企業が元気を出せる」、「中小企業が誇りを持てる」、「中小企業を皆で支える」大分県を目指すことを決意し、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、中小企業の振興に関し、基本理念、県の責務等及び施策の基本となる方針を定め、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、中小企業の活性化を図り、もって県経済の持続的発展及び県民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「中小企業」とは、次の各号のいずれかに該当するもので、県内に事務所又は事業所(以下「事務所等」という。)を有するものをいう。

- 一 中小企業基本法(昭和三十八年法律第五十四号)第二条第一項に規定する中小企業者
- 二 前号に規定する中小企業者の事業の共同化のための組織
- 2 この条例において「小規模企業」とは、中小企業基本法第二条第五項に規定する小規模企業者で、県内に事務所等を有するものをいう。
- 3 この条例において「中小企業支援団体」とは、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会その他中小企業の支援を行う団体で、県内に事務所を有するものをいう。
- 4 この条例において「金融機関等」とは、銀行、信用金庫、信用協同組合その他金融の業務を行う事業者で、県内に本店又は支店を有するもの及び信用保証協会をいう。
- 5 この条例において「大企業」とは、第一項第一号に規定する中小企業者以外の事業者(会社及び個人に限る。)で、県内に事務所等を有するものをいう。
- 6 この条例において「大学等」とは、県内の大学、高等専門学校及び研究機関をいう。

(基本理念)

第三条 中小企業の振興は、中小企業の自主的な努力及び創意工夫を尊重して推進されなければならない。

2 中小企業の振興は、豊かな自然、豊富な人材、多様な技術、バランスの取れた産業構造その他本県が有する資源を総合的に活用して推進されなければならない。

- 3 中小企業の振興は、県、中小企業支援団体、市町村、金融機関等、大企業及び大学等が中小企業とともに相互に連携して推進されなければならない。
- 4 中小企業の振興は、特に小規模企業の事業の持続的な発展が図られるよう経営面及び資金面に配慮するほか、中小企業の経営規模を勘案して推進されなければならない。

(平二九条例四一・一部改正)

(中小企業の自助努力)

第四条 中小企業は、自ら意欲を持って創意工夫を重ね、事業活動の維持改善及び人材育成に努めるとともに、その事業活動を通じて地域社会に貢献するよう努めるものとする。

(県の責務)

第五条 県は、第三条に定める基本理念にのっとり、関係者と連携し、中小企業の振興に関する施策を積極的に実施するとともに、その施策の推進に当たり、必要な情報の収集及び提供を行うものとする。

(中小企業支援団体の責務)

第六条 中小企業支援団体は、中小企業に対し、その事業活動に必要な情報を提供するとともに、経営改善及び創業の支援を行うものとする。

2 中小企業支援団体は、小規模企業の課題を自らの課題として捉え、小規模企業とともに、その振興に主体的に取り組むものとする。

(平二九条例四一・一部改正)

(市町村の役割)

第七条 市町村は、県及び他市町村と連携し、中小企業の振興に関する施策を実施するよう努めるものとする。

(金融機関等の役割)

第八条 金融機関等は、中小企業の円滑な資金調達及び経営改善に協力するよう努めるものとする。

(大企業の役割)

第九条 大企業は、自らの事業活動における中小企業の重要性を認識し、中小企業に対し、事業機会の拡大及び技術力の向上のための協力その他必要な協力を行うよう努めるものとする。

(大学等の役割)

第十条 大学等は、中小企業が行う研究及び人材育成のための協力その他必要な協力を行うよう努めるものとする。

(県民の理解と協力)

第十一条 県民は、中小企業の振興が、県経済の発展、雇用の創出及び県民生活の向上につながることを理解し、地域商店の利用、県内製品の活用その他の活動を通じて中小企業の振興に協力するよう努めるものとする。

第二章 中小企業の振興に関する基本的施策

第一節 基本方針

第十二条 県は、次に掲げる中小企業の振興に関する基本的な方針に基づき、必要な施策を講ずるものとする。

- 一 中小企業の経営基盤の安定を図ること。
- 二 中小企業の経営の拡大及び新分野への進出を促進すること。
- 三 創業を促進すること。
- 四 中小企業の人材の確保及び育成並びに働き方改革(働き方の見直しによる労働環境の整備、生産性向上等)を図る取組をいう。以下同じ。)を促進すること。
- 五 中小企業の活用により地域内の経済循環を創出すること。
- 六 小規模企業の事業の持続的な発展を図ること。

(平二九条例四一・一部改正)

第二節 中小企業の振興に関する施策

(経営基盤の安定)

第十三条 県は、中小企業の経営基盤の安定を図るため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

- 一 経営に関する相談及び指導の充実
- 二 情報技術を活用した経営効率化の促進
- 三 販路開拓の支援及び取引のあっせん
- 四 円滑な資金調達の支援
- 五 円滑な事業承継の促進
- 六 個別企業に対する支援体制の強化

(経営の拡大及び新分野への進出)

第十四条 県は、中小企業の経営の拡大及び新分野への進出を促進するため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

- 一 産学官連携等による新技術及び新商品の開発の支援
- 二 取引拡大に向けた新たな産業集積の促進
- 三 総合産業としてのツーリズムの振興
- 四 農商工連携の促進

- 五 市場動向に応じた海外展開の支援
- 六 サービス産業の生産性向上の支援
- 七 創造的な発想及び革新的な技術並びにこれらを有する人材の活用の促進
(平二九条例四一・一部改正)

(創業の促進)

第十五条 県は、創業を促進するため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

- 一 創業に関する機運の醸成及び相談体制の充実
- 二 創業のための事業計画策定及び資金調達の支援

(人材の確保及び育成並びに働き方改革の促進)

第十六条 県は、中小企業の人材の確保及び育成並びに働き方改革を促進するため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

- 一 若年人材の確保及び雇用のミスマッチの解消
- 二 キャリア教育の充実及び中小企業における人材の資質の向上
- 三 後継者の育成並びに技術及び技能の継承の促進
- 四 女性、高齢者及び障害者が就労しやすい環境の整備
- 五 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和をいう。)の促進
- 六 受託取引の適正化
- 七 外国人材の活躍の促進

(平二九条例四一・令七条例三六・一部改正)

(中小企業の活用による地域内の経済循環の創出)

第十七条 県は、中小企業の活用により地域内の経済循環を創出するため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

- 一 中小企業の製品、技術及びサービスに関する情報の提供
- 二 県内の農林水産物、鉱工業品その他地域資源の活用及び県産商品の消費拡大の推進
- 三 柔軟な発注方式による受注機会の拡大

(平二九条例四一・一部改正)

(小規模企業の事業の持続的な発展)

第十八条 県は、特に小規模企業の事業の持続的な発展を図るため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

- 一 小規模企業の生産性向上の支援
- 二 小規模企業の出滑な事業承継及び人材確保の支援
- 三 小規模企業の支援を行う中小企業支援団体の体制整備の支援

(平二九条例四一・追加)

(意見の聴取)

第十九条 県は、中小企業の振興に関する施策を推進するに当たっては、中小企業をはじめとする関係者の意見を広く聴くこととし、意見聴取の場の設置その他必要な措置を講ずるものとする。

(平二九条例四一・旧第十八条繰下)

(計画の策定)

第二十条 県は、中小企業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、中小企業の振興に関する計画を策定し、公表するものとする。

(平二九条例四一・旧第十九条繰下)

(財政上の措置)

第二十一条 県は、中小企業の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(平二九条例四一・旧第二十条繰下)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成二九年条例第四一号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和七年条例第三六号)

この条例は、令和八年一月一日から施行する。